

○東京都台東区興行場法、旅館業法及び公衆浴場法運営協議会条例

昭和 50 年 3 月 26 日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 興行場法(昭和 23 年法律第 137 号)、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)及び公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)の運営の円滑化を図るため、東京都台東区興行場法、旅館業法及び公衆浴場法運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、区長の求めに応じ、次に掲げる事項を協議するほか、意見を答申する。

- (1) 興行場法の適用に関すること。
- (2) 旅館業法の適用に関すること。
- (3) 公衆浴場法の適用に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、学識経験のある者及び関係業者のうちから区長の委嘱する委員 20 人以上で組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 区長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員として、ふさわしくないと認める場合は、前項の規定にかかわらず、協議会の意見をきいて、委員を解任することができる。

(会長及び副会長の設置、権限)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、区長が招集する。

(会議)

第7条 協議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わることはできない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、台東区規則で定める。

付 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。